

行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策		事業開始年度	平成13年度		作成責任者
担当部署	情報流通行政局		担当課室	地上放送課 デジタル放送受信推進室	室長 坂本 純一	
会計区分	一般会計		上位政策	電波利用料財源電波監視等実施費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	電波法第71条の2 電波法第103条の2第4項第6号		関係する計 画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	様々な電波利用分野に再分配できる周波数資源を確保して、周波数の逼迫緩和を図るため、地上アナログ放送から、電波のより能率的な利用に資する地上デジタル放送への移行のため					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	デジタル放送への移行を実現するに際して、我が国の厳しい周波数事情から、デジタル放送の周波数を確保するため、現にその周波数を使用している無線局(アナログ放送局)について周波数の変更を要する場合には、電波法第71条の3第1項の規定に基づく指定周波数変更対策機関が同法第71条の2第1項に規定する周波数の変更を行う免許人及び周波数変更に係る受信設備の設置者に対し、助成等の事務を行う。					
実施状況	本対策は公募により、(社)電波産業会を指定周波数変更対策機関に指定し平成13年度から実施しており、平成22年度をもって終了の予定。 平成21年度は約1万5千世帯の受信設備(テレビ受信機等)に係る対策を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	20,214	19,898	12,016	450	0
	執行額	20,214	19,898	10,842		
	執行率	100%	100%	90%		
	総事業費(執行ベース) (注)	2,055 20,214	843 19,898	286 10,556		
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	電波法の規定に基づき、本業務の指定機関である(社)電波産業会に対し、収支予算・事業計画及び決算・事業報告の承認、業務規程の認可さらには外部への業務委託に係る認可等により適正な事業執行を確保している。また、(社)電波産業会から毎月定期的実施する事業の執行状況のヒアリングを通じて予算の執行状況等を把握し、必要に応じて指導を行っている。				
	見直しの 余地	今年度をもって本対策を終了することから、指定機関と調整しながら国への業務返還を適切に進めていく。				
予算 監視 の 効率 見	廃止					
補 記						

(注)総事業費の欄:上段は各年度の事業費、下段は平成16年度から平成18年度までの当該事業に係る借入金の返済金額(国庫債務負担行為)をそれぞれ計上

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

総務省  
10,842百万円

〔地上アナログ放送から、地上デジタル放送への移行のため施策〕

【公募・指定】  
応募:1

A. (社)電波産業会  
10,842百万円

〔アナログ周波数変更対策業務に係る免許人その他の無線設備の設置者の無線設備の工事の費用に充てるための給付金の支給等〕

E. (株)三井住友銀行  
10,556百万円

〔国庫債務負担行為に係る貸付金の弁済〕

(対策業務の一部委託)

【公募・認可】  
応募:2

B. (株)NHKアイテック  
61百万円

〔アナログ周波数変更対策業務に係る受信障害対策業務の実施【対策工事の受託】〕

【公募・認可】  
応募:1

C. NHK営業サービス(株)  
28百万円

〔アナログ周波数変更対策業務に係る視聴者対応業務の実施【コールセンター業務の受託】〕

D. テレビ受信機等の設置者等  
118百万円

〔アナログ周波数変更対策に係る受信障害対策経費〕

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の金額  
 が支出されている者  
 について記載する。  
 使途と費目の双方  
 で実情が分かるよう  
 に記載)

A.(社)電波産業会			E.(株)三井住友銀行		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借入金返済	国庫債務負担行為に係る借入金返済	10,556		【貸付金の弁済】	10,556
助成事業費	アナログ周波数変更対策業務に係るテレビ受信設備の設置者等に対する給付金等	118			
委託費	アナログ周波数変更対策業務に係る受信障害対策業務の実施(対策工事)	61			
委託費	アナログ周波数変更対策業務に係る視聴者対応業務の実施(コールセンター業務)	28			
事務費	事務スペース借料、光熱費等	13			
人件費	アナログ周波数変更対策業務実施	65			
計		10,842	計		10,556
B.(株)NHKアイテック			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	アナログ周波数変更対策に係る受信障害対策業務の実施	47			
使用料	事務スペース、備品役料等	13			
その他	消耗品費、運送・通信費等	1			
計		61	計		0
C.NHK営業サービス(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	アナログ周波数変更対策に係る視聴者対応業務の実施	20			
使用料	回線使用料、備品役料等	8			
計		28	計		0
D. テレビ受信機等の設置者等			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	アナログ周波数変更対策に係る受信障害対策経費	118			
計		118	計		0

# アナログ周波数変更対策

- ① アナログ周波数変更対策は、デジタル放送用の周波数を確保するためテレビ電波の再編を行うものであり、このため既設アナログ放送局の周波数等の変更対策（送信側は放送機、空中線等の交換・調整、受信側は、チャンネル調整、アンテナ・ブースタの交換・調整等）を国の業務として実施。
- ② 本業務については、電波法の規定に基づき、電波利用料を充てて実施（同法第103条の2第4項第6号）。総務大臣の指定周波数変更対策機関として社団法人電波産業会を指定（同法第73条の3第1項）。本対策は平成13年度から実施し、平成22年度で終了予定。

## （参考）対策イメージ

